

埼玉県国民健康保険運営推進会議 ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県国民健康保険運営推進会議設置要綱第5条に基づき、埼玉県国民健康保険運営推進会議（以下、「推進会議」という。）に次に掲げるワーキンググループを設置する。

- (1) 財政運営ワーキンググループ
- (2) 事務処理標準化ワーキンググループ
- (3) 保健事業ワーキンググループ

(構成団体等)

第2条 各ワーキンググループの構成団体、職位及び協議事項は、推進会議において別に定める。

(構成団体の任期)

第3条 前条で定める各ワーキンググループ構成団体の任期は、当該構成団体となった日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(運営)

第4条 ワーキンググループは、必要の都度、埼玉県保健医療部国保医療課長が招集し、主宰する。

- 2 埼玉県保健医療部国保医療課長は必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、埼玉県保健医療部国保医療課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。